市税・国民健康保険料は納期内に納付を

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。市税は納期内に納付してください。

■便利な口座振替を
ご利用ください

口座振替の場合、納期限日に指定の口座から自動的に振替（払込）しますので、納め忘れがありません。

申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（市外の金融機関には同依頼書がない場合あり）や税務課へ提出してください。なお、同依頼書はご自宅へ郵送もできますので、税務課収納係へご相談ください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

■コンビニやPayPay、LINE Payでも
納付できます

市税等は、市役所や銀行・信用金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニ、PayPay、LINE Payで納付できます（取扱金融機関やコンビニは納付書の裏面に記載しています）。

■納期限が過ぎた市税等は
京都地方税機構へ移管

納期限までに納付がない場合は督促状を送付し、京都府と府内25市町村（京都市を除く）で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

■納付が困難なときは

災害や病気・けが、失業などにより、納期限までに納付が困難な場合は、納税通知書が届いてから第1期納期限（固定資産税は5月31日〈火〉、市・府民税・国民健康保険料は6月30日〈木〉）までに税務課収納係へご相談ください。

※内容により、京都地方税機構でご相談いただく場合があります。

問税務課収納係（☎983・2481）

納期は税（料）日により異なります

■市税・国民健康保険料の納期

市・府民税（普通徴収分）	6月・8月・10月・12月
固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

自動車税 軽自動車税　期限までに納付を

自動車税や軽自動車税は、4月1日現在登録されている所有者に課税されます。次の時期に納税通知書を送付しますので、納期限までに納付をお願いいたします。

※障がいのある人のための減免制度があります。詳しくはホームページまたは各々の担当課へお問い合わせください。

■自動車税（種別割）

納税通知書を5月上旬に郵送します。金融機関やコンビニ、京都府の納税窓口、各種キャッシュレス納税で5月31日（火）までに納付してください。

※田辺総合庁舎の身体障害者減免臨時相談窓口は今回も開設しないことになりました。

■軽自動車税（種別割）

納税通知書を6月上旬に送付します。納付期限は6月30日（木）です。減免制度に関することは広報やわた6月号でお知らせします。

問自動車税に関すること＝京都府山城広域振興局税務課（☎0774-23-5400）
軽自動車税に関すること＝税務課市民税係（☎983-1113、983-2164）

民生・児童委員 活動を紹介

民生委員は、地域児童の健全育成を進める児童委員の役割も兼ねていることから、「民生・児童委員」と呼ばれています。また、児童問題を主に担当する主任児童委員も各小学校区に配置されています。

各委員とも任期は3年で、厚生労働大臣から委嘱された144人が、市内7地区にて活躍されています。

こどもすくすくひろばでの活動風景（令和3年12月2日撮影）

■民生・児童委員の主な活動

【調査】地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯のニーズの把握

【相談】福祉に関する悩みや心配ごとの相談を実施

【情報提供】各種福祉制度に関する情報提供

【連絡調整】相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係機関との連絡調整

【その他】各種証明書などの取扱業務の紹介や、行政や社会福祉協議会などが実施する諸活動（要援護者の見守りなど）への協力

■地域の身近な相談役
お気軽にご相談ください

各委員は市民の皆さんの身近な相談役として、困りごとに応じた助言を行うほか、市役所の担当部署へのパイプ役を務め、解決のお手伝いをします。

地域ごとに担当の委員が決まっていますので、委員の氏名や連絡先などについては、福祉総務課までお問い合わせください。なお、相談内容などの秘密は厳守します。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

問福祉総務課（☎983・1334）

■5月12日は
「民生委員・児童委員の日」です

民生児童委員協議会では、5月12日（木）から1週間を活動強化週間とし、市消防本部や男山児童センター、式部谷橋にPR用の懸垂幕や横断幕を設置しています。

また、民生・児童委員の活動をPRするチラシを配布する街頭啓発を次の日時に実施します。

日　時　5月12日（木）①午後5時～②午後6時30分～
場　所　①京阪石清水八幡宮駅
　　②京阪橋本駅

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり現金10万円を支給します。

1 令和3年度住民税均等割非課税世帯

該当する見込みの世帯には、申請書類（確認書）を送付しています。給付を希望の人は必要事項を記入の上、忘れずに期限内にご返送ください。

▼確認書の発行日が令和4年2月3日の世帯の返送期限＝5月2日（月）まで

▼確認書の発行日が令和4年3月3日の世帯の返送期限＝6月2日（木）まで

2 家計急変世帯（要申請）

新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった場合、対象となります。

詳細についてはお問い合わせください。

■申請期限　9月30日（金）

＊

■受付窓口を移転します

旧別館2階に開設していた本給付金の受付窓口を5月2日（月）から生活支援課（第二分庁舎1階）に移転します。お越しの際は間違えのないようご注意ください。

問住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当（☎983・1515）

八幡市収納代理金融機関の取扱変更について

㈱みずほ銀行の窓口における市税等納付書の取り扱いは、令和5年3月31日をもって終了します。

また、三井住友信託銀行㈱の辞退申し入れにより、令和5年3月31日をもって収納代理金融機関の指定を取り消します。

令和5年4月以降に窓口でお支払いされる場合は、みずほ銀行、三井住友銀行を除く次の収納代理金融機関またはコンビニ等をご利用ください。

なお、口座振替で三井住友信託銀行㈱をご利用の人は、変更手続きをお願いします。

■市税等の納付書

市・府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、保育料等、市営住宅使用料、放課後児童健全育成施設使用料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金など

■収納代理金融機関

京都銀行、池田泉州銀行（上下水道料金を除く）、京都信用金庫、みずほ銀行（口座振替のみ）、南都銀行、京都中央信用金庫、りそな銀行、枚方信用金庫、三井住友銀行（口座振替のみ）、関西みらい銀行、近畿労働金庫、京都やましろ農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局（近畿2府4県）

問会計課（☎983・1121）

Jアラート 18日に試験放送

全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験に伴い、市内36カ所の防災行政無線から下記の日時・内容で放送が流れます。試験放送のため、避難をする等の必要はありませんので、ご注意ください。

日　時　5月18日（水）午前11時
内　容　「（チャイム）これはJアラートのテストです（3回繰り返し）。こちらは八幡市です（チャイム）」

※防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合や、再度、内容を確認したい場合は防災行政無線テレホンサービス（☎982-2484、982-2485）や八幡市防災アプリからご確認いただけます。

▲Android
iOS▼

問防災安全課（☎983-3200）